

### 障がい者を対象とした職員を募集します

平成31年4月1日採用の障がい者を対象とした大崎市職員を募集します。

#### 試験区分・職種・募集人員

- 初級試験  
行政 若干名
- 社会人試験  
行政 若干名

#### 受験資格

- ① 次のすべてを満たす人
- ② 初級試験は、平成9年4月2日から平成13年4月1日まで生まれの人。社会人試験は昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人、または知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医のいずれかから知的障がい者であると判定されている人

※受験申し込み時点で、手帳の有効期限が切れていたが、交付申請中の場合は受験できません。

④ 活字印刷による出題に対応できる人

#### 試験日・申込方法など

- 一次試験日  
11月25日(日)

#### ■ 受験申込書の請求方法

総務課または各総合支所地域振興課で、月々金曜日(祝日除く)8時30分から17時15分まで配布しています。

郵送で請求する場合は、封筒に「受験用申込用紙請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒(角型二号)に郵便番号・住所・氏名を記入し同封してください。

#### ■ 申込方法

受験申込書(縦横4.5センチメートルの写真貼付)と受験票(62円切手貼付)に必要事項を記入し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、または精神

保健指定医などから知的障がい者であると判定されたことが分かる証明書の写しを添えて、持参または郵送で提出してください。

郵送の場合は、封筒に「大崎市職員採用試験受験申込」と朱書きし、簡易書留郵便などの確実な方法で送付してください。

#### ■ 送付先

〒989-6188  
大崎市古川七日町1-1

#### ■ 受付期間

11月1日(木)から15日(木)17時15分まで  
※土・日曜日、祝日は受け付けできません。

※郵送の場合は、11月15日(木)17時15分まで総務課に届いたものが有効です。当日消印有効ではないので注意してください。



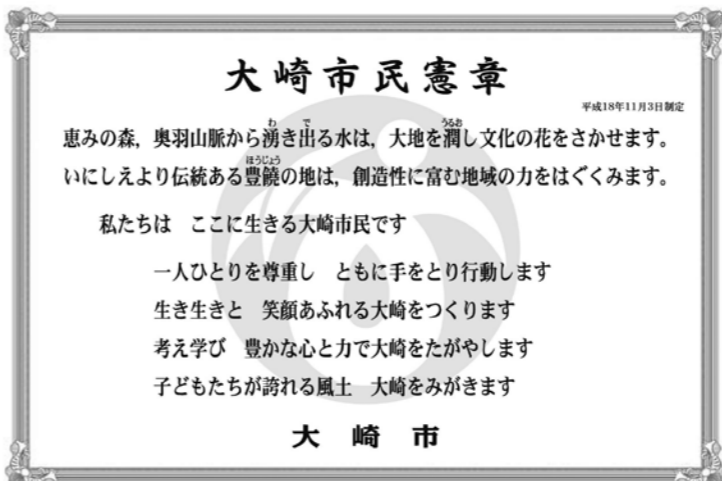
### 11月は市民憲章の制定月です

大崎市民憲章は、平成18年11月3日に制定された、大崎市に住むすべての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。

#### 市民憲章の配布

事業所などに市民憲章の掲示を希望する人に、市民憲章を印刷した物(A2サイズ、420ミリメートル×594ミリメートル)を配布しています。

詳しくは、まちづくり推進課まで連絡してください。



#### 大崎市民憲章の構成

- 前文  
恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、市の風景が浮かぶように表現されています。
- 本文  
市民が市に生きる誇りや喜びを感じ、市民としての責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる市を創造していくという思いが込められています。

### まちづくり推進課男女共同参画推進室 ☎ 2103

### 第3次大崎市男女共同参画推進基本計画 に対する皆さんからの意見を募集します

市では、「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現に向けて、第3次大崎市男女共同参画推進基本計画を策定しています。

社会情勢の変化や国の制度改正、市の現状と課題を踏まえた内容に見直すため、基本計画(中間案)に対する皆さんからの意見を募集します。

#### ■ 閲覧方法

- ① 市ウェブサイトでの閲覧  
([http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10\\_250\\_29.html](http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10_250_29.html))
- ② 窓口での閲覧

- ▼ まちづくり推進課(市役所西庁舎4階)
- ▼ 市政情報センター(市役所東庁舎1階市政情報課内)
- ▼ 市政情報コーナー(市役所各総合支所地域振興課内)

#### ■ 対象

市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

#### ■ 意見の提出期間

11月12日(月)～12月7日(金)

#### ■ 意見の提出方法

計画(中間案)に対する意見と氏名(名称)、住所、連絡先(電話番号など)を必ず記載し、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

#### ① 持参の場合

月々金曜日(祝日除く)8時30分から17時15分まで  
まちづくり推進課または各総合支所地域振興課に持参

#### ② 郵送の場合

〒989-6188  
大崎市古川七日町1番1号  
大崎市市民協働推進部まちづくり推進課に郵送(12月7日(金)消印有効)

#### ③ ファクスの場合

まちづくり推進課 (FAX ☎ 2427) に送信

#### ④ Eメールの場合

まちづくり推進課 (mail @city.osaki.miyagi.jp) に送信

### 税務課市民税担当 ☎ 2148

### 給与支払報告書の作成は早めの準備をお願いします

#### 給与支払報告書の作成・提出

給与の支払いを行う法人または個人は、平成30年中に従業員(アルバイト・パートを含む)に支払った給料・賃金・賞与などを基に、給与支払報告書を作成し、提出してください。

期限内に提出がないと、市民税・県民税の課税を年度当初で行えず、従業員が1回当たりに支払う納付金額が増える可能性があります。早期提出に協力をお願いします。

また、提出の際には、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行により、法人番号と従業員の個人番号の記載が必要ですので、すべての項目を正しく記入するように、注意をお願いします。

#### ■ 提出期限

平成31年1月31日(木)

#### ■ 提出先

平成31年1月1日現在における従業員の住所地の市町村 ※郵送の場合は、郵送する市町村の担当部署を確認し、提出期限まで到着するように郵送してください。

に郵送してください。

#### eLTAX(エルタックス)による提出の推奨

インターネットを利用したeLTAX(地方税ポータルシステム)には、申告書の入力・計算誤りを防ぐチェック機能や、1度で複数の地方公共団体に提出できる機能などがあります。

さらに、個人事業主や代理人が提出する際に必要な、本人確認書類が不要です。ぜひ

利用してください。

詳細は、一般社団法人地方税電子化協議会のウェブサイト(<http://www.eitax.jp/>)で確認してください。

#### 市県民税課税通知書の送付

特別徴収(月々の給与から天引き)

平成31年5月15日(水)に事業所へ発送する予定です。

■ 普通徴収(直接個人で納付)  
平成31年6月14日(金)に本人に発送する予定です。

#### 平成30年分事業所向け年末調整説明会

日時 11月14日(水) 古川地域:10時～12時、古川地域以外:14時～16時  
場所 大崎市民会館大ホール  
☎ 古川税務署法人課税第一部門 ☎ 22-2654

#### 平成30年分青色申告決算説明会および消費税軽減税率制度説明会

■ 営業・不動産所得  
日時 12月6日(木) 古川地域以外:10時～11時30分、古川地域:13時30分～15時  
場所 大崎合同庁舎1階大会議室

■ 農業所得  
日時 12月7日(金) 古川地域以外:10時～11時30分、古川地域:13時30分～15時  
場所 大崎合同庁舎1階大会議室  
☎ 古川税務署個人課税第一部門 ☎ 22-1713